

## 平成30年度「知事と市町長の1対1対談」(紀北町) 概要

- 1 対談市町 紀北町(尾上<sup>おのうえ</sup> 壽一<sup>としかず</sup> 町長)
- 2 対談日時 平成31年1月18日(金) 11時00分～12時00分
- 3 対談場所 紀北町役場2階201会議室(北牟婁郡紀北町東長島769-1)
- 4 対談項目
  - (1) 簡易水道事業統合後の水道事業に対する過疎対策事業債等の適用及び補助制度の創設について
  - (2) 夏季における銚子川の安全対策及び環境保全について
  - (3) 排水機場整備事業に対する補助制度の創設及び緊急防災・減災対策事業債等の適用について
  - (4) 建設残土の適正な管理、処理に係る県条例の制定について
- 5 対談概要
  - (1) 簡易水道事業統合後の水道事業に対する過疎対策事業債等の適用及び補助制度の創設について

(町長)

国の方針を受けて、簡易水道と上下水道の統合を実施しましたが、経営は統合したものの施設については、水路管路200km程の内、旧簡易水道が75km程あります。

経営統合により、簡易水道事業債と過疎対策事業債が充当できなくなっていますので、交付税措置のある地方債の新設や過疎対策事業債が適用できるよう国へ要望をお願いします。

(知事)

簡易水道事業統合後の上水道事業には、過疎対策事業債及び辺地対策事業債を充てることができません。また、建設改良費への繰出しについても災害対策や特定改良費しか認められないなど、非常に厳しい状況であると聞いており、簡易水道統合後の課題は、人口減少に悩む地域に共通したものであると認識しています。

平成30年8月に近畿ブロック知事会で、「国庫採択要件の緩和」、「過疎・辺地対策事業債の対象への追加」及び「建設改良費にかかる起債制度の拡充」を国へ要望しました。また、11月には、県として「水道事業の持続可能な仕組みの検討」及び「上水道事業に統合した旧簡易水道事業への財政支援の拡充」を国へ要望したところです。

こうした中、平成30年12月に公表された総務省の「水道財政のあり方に関

する研究会」の報告書において、「一定の経営努力を前提としつつ、経営条件が厳しく更新投資が進んでいない団体に対して、国において特段の財政措置を検討すべき」とされ、平成31年度の総務省の予算案に財政措置が盛り込まれました。30年度中に詳しい内容が明らかになると思いますので、新しい情報が入り次第、情報を提供させていただきます。

今後も引き続き、国に地域の実情を伝えるとともに要望活動を行い、市町の水道事業が順調に進むよう様々な面でしっかりと支援を行っていきます。

## (2) 夏季における銚子川の安全対策及び環境保全について

(町長)

近年、銚子川を訪れる方がうなぎ上りとなっており、それに伴い交通対策やゴミの問題など課題が多くなっています。

紀北町は、平成30年6月に環境宣言「自然と共生の町」を掲げ、この銚子川の自然と環境を守り将来に繋げていく責任があり、町民みんなで自然を守り育てていく宣言を行いました。自然を守りつつ多くの人に訪れていただき、少しでも商工業・観光の振興に結びつけていきたいと考えています。

今でも飽和状態ですが、平成30年秋のNHKスペシャル銚子川特集の放送がきっかけとなり更に人気になると思いますので、今後、関係機関と相談しながら交通安全と環境対策を実施する必要があります。

銚子川の河川と県道は共に県管理ですので、さらなるご理解とご協力をお願いします。抜本的に一步踏み出して対策しなければ難しいと考えていますのでよろしくをお願いします。

(知事)

過去の1対1対談で現地を案内していただいたこともあり、年々人気が出ていくことも承知しています。

また、紀北町、尾鷲建設事務所、尾鷲警察署で3者会議を立ち上げて、対策について議論を進めていると聞いています。

ゴミ等の放置や路上駐車対策、マナーを守っていただくためのソフト対策を進めながら、一步踏み込んだ対策としては、県から河川敷地の占用を許可した後、市町が区域を指定して駐車場やバーベキューエリアとして利用できる河川の包括占用許可制度の適用も検討が可能と聞いています。

県内では、伊勢市が制度を活用して、五十鈴川左右岸で多目的広場と駐車場の整備をした事例があります。訪れた方にルールやマナーを守ってもらう方法を県も一緒に考えさせていただきたいと思います。

### (3) 排水機場整備事業に対する補助制度の創設及び緊急防災・減災対策事業債等の適用について

(町長)

相賀地区は、平成 29 年 10 月の台風 21 号での豪雨により、約 50 戸の床上浸水被害が発生しました。また、床下浸水は日常茶飯事となっており、度重なる浸水被害に住民の不安は増大しています。

地区には、2つの排水機場があり、その一つは整備後 50 年以上が経過して排水能力や老朽化の問題がありますが、地区の農地率が減少しており、湛水防除関係の補助事業が活用できない状況です。加えて、公共下水道が整備されていない都市計画区域外でもあるため、活用できる補助メニューがありません。

汐ノ津呂排水機場（昭和 44 年建設）について、既存の排水機を生かしながら 1.5 トンの排水機を 2 基造りたいと考えていますが、8～9 億円規模の事業となり、補助事業がなく有利な起債の対象とならない現状ではどうしようもありません。緊急防災・減災対策事業債のメニューへの排水機場の追加や新たな補助制度の創設について、国への要望をお願いします。

(知事)

紀北町内の排水対策については、平成 25 年度から平成 26 年度に「排水対策連絡会」で検討を行い、排水機場の能力を向上させる必要があるとの認識を県と町で共有しました。

排水機場におけるポンプ施設の増設は、総事業費等の条件はありますが「防災・安全交付金事業」の対象事業に該当します。また、ポンプ施設の改修や更新については、長寿命化計画の策定などの条件はありますが、平成 30 年度より新たに「公共施設等適正管理推進事業債」の対象事業となりました。

また、緊急防災・減災対策事業債は、施設の耐震化が条件となっており、事業の内容によっては対象になることも考えられますので、今後、貴町と相談させていただきたいと思えます。

なお、橋梁・堰・水門・排水機場等の大規模構造物の新設、改築、修繕の短期集中的な推進ができるよう、防災・安全交付金とは別枠の予算制度の創設について国に要望していましたが、平成 30 年 12 月に閣議決定された国の平成 31 年度予算において、個別補助制度が創設されることとなりました。現時点では、対象となる事業は明らかになっていませんが、今後も国の動向を注視していきます。

さらに、平成 31 年度から「緊急自然災害防止対策事業費」が地方債の新たなメニューとして創設されることとなりました。これについても情報を収集し、各種メニューで財政負担の軽減に繋げることができないか努力していきます。

#### (4) 建設残土の適正な管理、処理に係る県条例の制定について

(町長)

建設工事などに起因して発生する土砂等は、処分等を規制する法律が存在しないことから、当該土砂を利用した大規模な造成や客土などが国内各所で行われています。

町周辺では、三重県管理の「尾鷲港」と「長島港」に大量の建設発生土及び土砂、再生土が荷揚げされ、港に近い地域で建設残土の埋め立てが増加しています。

こうした中、埋立地から瓦礫や陶器などの破片等が散見されるなどしており、住民は危険な土壌成分や軟弱な土質の建設残土が処分されているのではないかという疑念を持っています。

また、埋立地の中には土砂崩れの危険が懸念される箇所もあり、降雨時に土砂流出も認められる現状から、土壌土質や工法に問題があった場合に生活環境・自然環境の破壊や災害が起こる事態が危惧されています。

町では、3月議会に環境条例を上程しようと検討している最中ですが、広域に広がる建設残土問題であることから、県レベルの条例制定を求めたいと思います。

現在、行政区は尾鷲市になりますが、又口川の上流に残土捨て場が形成されつつありますし、現実には町内8箇所に入ってきています。見逃すことができない問題ですので、よろしくお願ひします。

(知事)

県議会への請願を受けて、平成30年9月の段階では広域的な条例の制定は必要ないという結論を出しましたが、町長のお話や現地を確認して、多くの方の不安の声をを受けて、方針を変え、改めて条例制定の必要性を全市町と協議して再検討したいと思います。

各市町の環境保全条例や指導要綱における開発行為との整合性、未然防止の観点、先行する自治体での条例による効果や課題、県と町との役割分担などを市町と協議し、改めて条例制定の必要性を検討したいと考えています。

条例制定の結論は協議の結果によりますが、市町との協議は年度内に終えたいと思います。

なお、既に条例を制定している大阪府は、国に対して法制化の要望をしており、茨城県、埼玉県、神奈川県も国に同様の要望をされていますので、地方自治法で定める罰則規定では決定的な抑止効果にならない可能性もあるため、より広域的な観点も視野に入れて議論していきたいと思います。

(町長)

県では、港湾施設利用者が、土壌成分分析票、搬出先、搬出元及び出荷証明書を提出するよう対応いただいておりますが、任意ということで全て提出してもらっているものではないと思っています。安全かどうかの確認をいただきたいので、許可の要件にしてもらえるとありがたいと思います。

建設残土はどこかで処分しなければなりません。この町が残土の捨て場として利用されることは容認できるものではありません。このことを県も認識していただき、しっかりと港湾施設での情報提供の履行に努めていただきたいと思っています。

(知事)

港湾関連法令では、荷揚げ貨物を検査する権限がありません。法令上管理者に権限がない以上、国に法規制についても要望していかなければならないと思っています。なお、ルールができるまでの間、住民の皆さんの不安を払拭できるよう土壌成分の分析結果、廃棄物混入の有無等の情報提供を引き続き実施し、さらに精度を上げていきたいと思っています。

さらに、二つ申し上げたいと思います。一つは、県が林地開発を許可している1ヘクタールを超える箇所は法に従って指導ができますが、今後は1ヘクタール以下の箇所についても指導を強化したいと思っていますので、市町や県が行うべき手続き等を示すマニュアルを年度内に新たに作成します。市町が地域の実情に応じて開発行為に対する規制を設けようとする際の参考となるよう、技術基準や審査基準等を年度内に明示します。

また、今年度内に紀北町の課題認識や対応を尾鷲市と共有し、尾鷲市でも紀北町と同様の対応が行われるよう働き掛けていきます。

それから、紀伊長島インターチェンジ周辺の県が林地開発を許可した埋立地については、事業者に繰り返し指導を行ってききましたが、現時点で返答がないことから、今後、県が土地所有者の同意を求めた後、現況を測量して安定性を確認することとしています。さらに測量の結果、現況の高さ、勾配などが林地開発許可基準を満たさない場合には、早急に是正に着手するよう文書指導を行うこととしており、指導に従わない場合には、復旧命令、刑事告発と状況に応じて段階的に移行していくこととしています。引き続き、住民の皆さんの安全・安心の観点から、着実に対応していきます。